# 平和大通りの利活用の推進に係るワークショップその他業務基本仕様書 V Rシステム構築編

#### 1 業務概要

本業務は、平和大通り沿道の現況を調査した上で、汎用三次元デジタル空間を作成し、さらにその空間を取り込んだ多機能バーチャルリアリティ(以下、「VR」という。)コンテンツを作成することにより、平和大通り沿道の町内会、企業、市民等との合意形成に資するシステムを構築する。

#### 2 業務範囲

広島市中区内の平和大通り(鶴見橋西詰から緑大橋東詰まで)(別図のとおり)

## 3 業務内容

(1) 業務範囲における現況及び動向の整理

業務範囲における最新の現況を3DモデリングやVRに反映させるため、周辺建物及び地形データに関する情報を整理する。

(2) 汎用三次元デジタル空間データ及び V Rコンテンツの作成

## ア 作成範囲

- (ア) 業務範囲の現況地形データ
- (イ) 検討上必要と思われる周辺建物等
- (ウ) 景観検討上必要と思われる当該地区周辺の地形データ
- (エ) 業務範囲及び業務範囲以外(範囲は、別途協議により決定)への航空写真の貼付

### イ 作成内容

- (ア) メッシュデータをもとに作成範囲の現況3D地形データを作成する。
- (4) 上記(ア)で作成した3D地形データを内包したVRコンテンツを作成する。
  - ・現況地形及び幹線道路は、住宅地図や測量図面に基づき作成すること。
  - ・周辺建物はホワイトボリュームにて作成し、必要に応じて現地にて撮影した写真を加工し、テクスチャマッピングすること。主に、平和大通り沿道の建物に適用することを想定している。検討に影響を与えない微細な部分は作成不要とするが、適宜、添景物(車両、人、植栽等)を配置し、データ閲覧者が容易にイメージを持てるような表現方法とする。現地写真撮影の加工に当たっては、個人が特定できるものを使用しないよう十分配慮すること。
  - ・現況と検討段階における案を切り替えて表示できるよう、コンテンツ内にデータを保持しておくこと。また、リアルタイムにそれらを表示、非表示の切り替えができるようにすること。
  - ・図面を基としない一般市民や関係者の意見、ラフイメージなどのレベルの案をバーチャル空間に表現することを可能にすること。

# ウ 機能要件

円滑な合意形成を図るために活用することを考慮し、下記の機能を有すること。

#### ① 空間レビュー機能

- (ア) 全体掌握のための鳥瞰飛行、利用者目線での空間確認・動線確認のためのウォークスルーがマウスなどの操作で自由自在にできる機能
- (4) 現況と計画案の入れ替え、対比させる比較検討機能
- (ウ) 空間内の任意の位置に樹木や建物ボリュームを配置することができ、配列した樹木や建物ボリュームを次回起動時に再現できる機能
- (エ) VR画面上の2点間の距離を測定できる機能
- (オ) 日影の動的変化を連続的に表示できる機能

## ② プレゼンテーション機能

- (ア) 定められた重要視点場にジャンプするビューポイントジャンプ機能
- (4) 自動走行(アニメーション)機能及びそのルートの設定機能
- (f) VR画面上に2次元地図データを表示し、視点位置を地図上に表示できる機能
- (エ) 任意の視点から見た画像を画像ファイルとして出力できる機能

## エ VRコンテンツの動作環境

## (7) 動作環境

発注者が使用するPC環境でも正常に動作するよう、動作確認を行うこと。 発注者が使用するPCの主な性能は以下のとおり。

- · OS: Windows 10
- CPU : Intel Core i3/AMD Ryzen 3 3200U
- ・ メモリ 2GB

# (イ) スタンドアロン環境

スタンドアロン(インターネット非接続状態)において、VRの全機能が利用できること。

### (ウ) インストール作業

セキュリティ面から事前のインストール作業を行う必要がない仕様にすること。

## 4 成果品

- (1) 報告書1部、アプリケーションデータ 2部(電子媒体)
- (2) 3 D C A D データ (\*\*1) 及びテクスチャ画像データ (\*\*2) 一式
- (3) 「3 業務内容」で制作するシステム (VRシステム) (\*\*3) 一式
- (4) 上記(2)及び(3)のデータの日本語版マニュアル及びバックアップファイル
- ※1 3DCADデータは、汎用的な形式とすること。
- ※2 テクスチャ画像データは、汎用性の高いものとすること。
- ※3 VRアプリケーションは、発注者が求める動作環境の中で、操作に最良と思われる内容 により提出すること。

### 5 著作権

(1) 3 D C A D データ及びテクスチャ画像データ

3DCADデータ及びテクスチャ画像データに係る著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。)は、テクスチャ素材等、本業務に関わりなく第三者が著作権を有しているものを除き、発注者に帰属する。

(2) VRアプリケーション及びこれに含まれるデータ

VRアプリケーション及びこれに含まれるデータであって、本業務とは関係なく受注者 (又はそのライセンサー)が保有するデータに関する著作権その他の知的財産権については、受注者 (又はそのライセンサー) に帰属する。

## 6 その他

- (1) 委託期間終了後もVRシステムの機能全体をフリーライセンスで利用できること。
- (2) 利用PCを増やした際に新たなライセンス料が発生しないこと。
- (3) 発注者自らが取扱うことを可能とし、かつ、操作性能の高いアプリケーションとするため、 専門性の高い仕様とは異なるコンテンツを作成すること。
- (4) 成果品に誤りや正常稼働を妨げる瑕疵が発見された場合は、本業務の成果品の引渡後であっても、受注者の責任において補正するものとする。
- (5) 成果品の使用に当たり障害が発生した場合、原則として、早急に発注者と必要な対応を行うこと。

## 【対象範囲】

別図

